

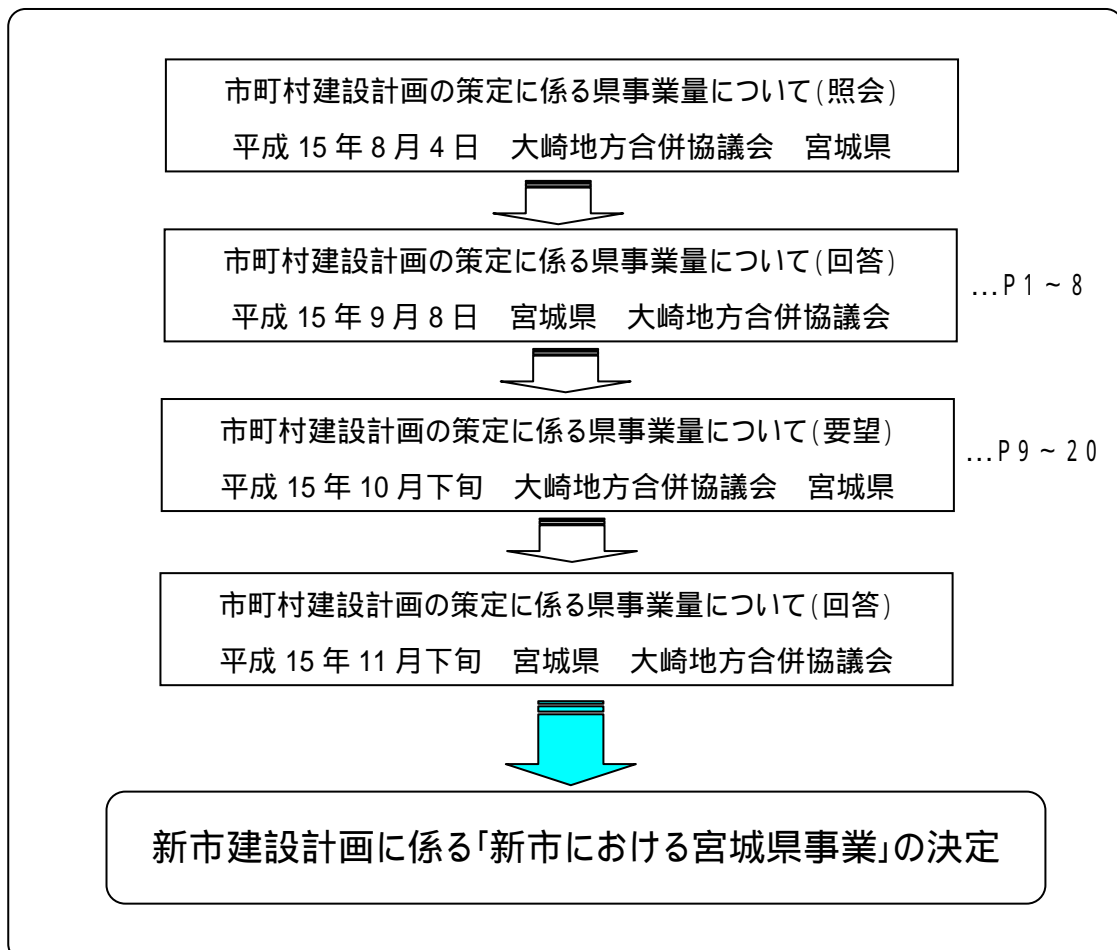


## 新市建設計画に係る県事業要望について

新市建設計画 第6章「新市における宮城県事業の推進」の策定における対象事業は、合併市町村の速やかな一体化、旧市町村間の整備水準の不均衡解消等に資すると思われる事業であり、宮城県の事業選定に基づき、新市建設計画へ掲載するものであります。

今回の県事業要望は、平成15年9月8日付で宮城県より回答された県事業に対して、大崎1市6町により検討した結果を取りまとめ、宮城県へ要望するものであります。

## 新市における宮城県事業調整日程



## 市町村建設計画への県事業掲載の考え方について

1 事業の選定は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第2号に規定する「合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事業」について行う。

2 対象事業は、合併市町村の速やかな一体化、旧市町村間の整備水準の不均衡解消等に資すると思われる事業であって、概ね次に掲げる事項に該当するものとし、事業規模及び予算状況等も考慮の上、各部局において判断するものとする。

なお、ハード事業・ソフト事業、新規事業・継続事業を問わない。

(1) 宮城県市町村合併推進要綱に掲げる「合併重点支援地域及び合併市町村への支援」に掲げる事業

(2) 長期総合計画を初めとする県が策定した各種長期計画に掲載された事業又は掲載が確実に見込まれる事業

(3) その他合併年度及びこれに引き続く10年間に実施(着手を含む。)が見込まれる事業

市町村建設計画に係る県事業(大崎地方合併協議会)

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9
部局	総務部					企画部	保健福祉部		
担当課	人事課	市町村課			消防課	総合交通対策課	国保医療課	団体指導検査課	
担当者	人事班大森(2226)	行政第一班吉田(2332)	市町村合併推進担当伊藤(2346)	財務班佐藤(2336)	消防班松本(2373)	交通対策班熊谷(2437)	国保指導班文屋(2564)	指導監督第一班早水(2751)	農村計画調整班相原(2862)
施策分野	全分野	全分野	全分野	連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり	安全で安心して暮らし続けられるまちづくり	連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり	連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり
事業名	人的支援	新市・県合同政策調整会議(仮称)の設置	みやぎ新しいまち・未来づくり交付金による支援	市町村振興資金貸付事業	宮城県消防防災施設等整備費補助事業	広域バス運行維持対策費補助事業	国民健康保険広域化等支援事業	小規模事業経営支援事業費	かんがい排水事業
地区名	-	全域	全域	全域	-	全域	全域	全域	大崎西部3期
事業期間	-	必要に応じて当分の間	合併後10年間	平成14年度～	-	会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日まで	H14～H18		
概算事業費(百万円)	-	-	500	未定	-	未定(一年間の運行実績により補助対象の可否が決まるため)	660		
事業内容	新市において、今後、強化が必要な行政サービスを実施するにあたって、必要な専門的職員が不足する場合、新市の要望に基づき、一定期間、県職員を派遣することが検討されます。	新市が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたり新市と県との政策調整を図るために合同の会議を持つ。	旧市町間の行政サービスの格差是正に要する経費や合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付するもの。	市町村合併等の広域的連携の下で行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援措置を講じる。	消防防災施設の強化を図るため、市町村(一部事務組合含む)が行う消防防災施設及び設備の整備に要する経費について基準額の一定割合を補助するもの。	市町村が運行する広域的路線(複数市町村にまたがる路線)で一定の要件を満たしたものについて運行費補助等をおこなう。なお、複数市町村の判断は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するもの。	市町村合併における保険者間の保険税(料)の平準化などに必要な資金を無利子貸し付けするもの。	商工会等広域連携等地域振興対策事業 1 商工会合併に係る環境整備事業・新商工会イメージ高揚事業(シンポジウム等)、会員名簿・商工会諸規定集作成費、環境整備等 2 広域連携商工会に対する補助事業・25ブロック協議会における広域指導体制のあり方の具体的検討及び実践	用水路 受益面積 (A = 1,251ha) A = 1,164ha

(加美町)、古川市  
( )は大崎地方

No	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
部局													
担当課	農村基盤計画課												
担当者	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	農村計画調整班相原(2862)	水利防災班猪股(2874)	水利防災班猪股(2874)	水利防災班猪股(2874)	水利防災班猪股(2874)
施策分野	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり
事業名	基幹水利施設補修事業	経営体育成基盤整備事業				農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	ため池等整備事業		ため池等整備事業(河川対応)	かんがい排水事業			
地区名	品井沼	田尻中央2期	青生	広長・淵花	下志田	古川東部2期	宝江	宝江2期	鶴田	江合川左岸	大崎西部2期	江合川左岸2期	
事業期間													
概算事業費(百万円)													
事業内容	排水機場 受益面積 A = 524ha	区画整理 受益面積 A = 307ha	区画整理 受益面積 (A = 214ha) A = 7ha	区画整理 受益面積 A = 136ha	区画整理 受益面積 (A = 163ha) A = 143ha	農道 受益面積 A = 640ha	用排水路改修 受益面積 A = 238ha	用排水路改修 受益面積 A = 238ha	樋門・樋管工 1式	排水路工 L = 5572 m	揚水機場 2ヶ所 排水路工 L = 4383m	頭首工 1ヶ所 揚水機場 1ヶ所 取水工 1ヶ所 用水路 L = 3262m	
	鹿島台町	田尻町	(小牛田町)、 古川市	鹿島台町	(松島町)、 鹿島台町	古川市	田尻町	田尻町					
11市6町以外の町も含んだ全体を示す。													

No	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
部局	産業経済部											
担当課	農地整備課											
担当者	水利防災班猪股(2874)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)
施策分野	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり
事業名	経営体育成基盤整備事業											
地区名	小山田川沿岸	田尻第1	志田	中埜東部	下伊場野	下野目北部	田尻第2	江合左岸	内ノ浦	鹿島台東部	鷗目	多田川左岸
事業期間												
概算事業費(百万円)												
事業内容	ダム 2ヶ所 頭首工 3ヶ所 用水路 L = 5291m	区画整理工 A = 273.5ha	区画整理工 A = 419.2ha	区画整理工 A = 189.2ha	区画整理工 A = 280.6ha	区画整理工 A = 74.6ha	区画整理工 A = 284.5ha	区画整理工 A = 651.9ha	区画整理工 A = 86.9ha	区画整理工 A = 395.8ha	区画整理工 A = 38.6ha	区画整理工 A = 175.2ha

No	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
部局													
担当課										むらづくり推進課			
担当者	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	ほ場整備班千葉(2873)	農村環境保全班三浦(2882)	農村環境保全班三浦(2882)	農村環境保全班三浦(2882)	都市交流基盤整備班菅原(2881)
施策分野	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	地域の個性をいかに豊かな心を育むまちづくり	地域の個性をいかに豊かな心を育むまちづくり	地域の個性をいかに豊かな心を育むまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり
事業名										地域用水環境整備事業			一般農道整備事業
地区名	中埜西部	東大崎	敷玉西部	田尻西部	清水川北浦	田尻中央	大坪	萱刈	大江川	渋川	美代川	下中目	
事業期間													
概算事業費(百万円)													
事業内容	区画整理工 A = 625.0ha	区画整理工 A = 535.8ha	区画整理工 A = 246.5ha	区画整理工 A = 483.0ha	区画整理工 A = 513.3ha	区画整理工 A = 264.6ha	区画整理工 A = 53.7ha	用排水路工 A = 101.3ha	親水護岸工 2,228m	親水護岸工 2,404m	親水護岸工 502m	農道工 1,615m	

No	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
部局												
担当課	森林保全課			道路建設課								
担当者	都市交流基盤整備班菅原(2881)	都市交流基盤整備班菅原(2881)	治山班平間(2923)									
施策分野	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり	活力あふれる地域産業が根付くまちづくり										
事業名	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業		治山事業	道路建設事業								
地区名	三本木	古川東部	田尻町松山町 鳴子町岩出山町	(一)岩出山宮崎 上川原	(一)古川岩出山 雨生沢	(一)坂元古川 飯川(1)	(主)古川松山 下中ノ目	(一)涌谷三本木 伊場野	(主)仙台三本木 混内山	(一)涌谷田尻 大沢	(主)河南築館 新田ノ目	(国)346号 鹿島台
事業期間				平成12年～	平成8年～	平成7年～	前期	平成4年～	平成9年～	平成8年～	平成8年～	平成6年～
概算事業費 (百万円)												
事業内容	農道工 688m	農道工 800m	森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全対策である。	橋梁架替(岩出山大橋) L=993m	バイパス L=1,310m	バイパス L=2,293m	橋梁架替(志田橋) L=1,000m	バイパス L=4,000m	バイパス L=1,600m	バイパス L=1,800m	現道拡幅 L=840m	バイパス L=6,000m

土木部 事業期間の「前期」、「後期」とは土木行政推進計画における事業期間の区分であり、平成12年～平成17年までに着手する事業を「前期」とし、平成18年～平成22年に着手する事業を「後期」としています。

No	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
部局	土 木 部											
担当課		道路管理課			河川課			砂防水資源課				
担当者												
施策分野												
事業名		交通安全施設整備事業			広域基幹河川改修事業			砂防事業				
地区名	(国)108号 花淵山	(一)西古川(T) 下狼線 新堀	(主)石巻鹿島 台大衝線 湍花	(主)古川登米 小塩(1)	多田川	田尻川	東昌寺沢	吉野川	釜の沢	江合川下流	江合川下流その2	境川
事業期間	昭和63年～	平成13年～	平成11年～	平成8年～	平成4年～	昭和43年～	平成11年～	平成8年～	平成6年～	平成2年～	前期	平成11年～
概算事業費 (百万円)												
事業内容	バイパス L=6,400m	自歩道設置 L=250m	自歩道設置 L=1,900m	自歩道設置 L=1,190m	全体計画 A=33,900m	全体計画 A=30,699m	流路工	床固工	流路工	護岸工	護岸工	流路工

No	70	71	72	73
部局				
担当課				下水道課
担当者				
施策分野				
事業名		急傾斜地崩壊対策事業		流域下水道事業
地区名	大沢川	天王寺の1	星沼	鳴瀬川流域
事業期間	平成12年～	平成14年～	平成11年～	昭和56年～
概算事業費 (百万円)				
事業内容	流路工	法面工	法面工	計画処理面積 A=1,610.2ha

市町村建設計画の策定に係る県事業量について（要望）

	要 望 事 業 名	地 域 名
1	一般県道 坂本古川線道路整備事業	古川地域
2	都市計画道路事業 大崎大通線	古川地域
3	化女沼公園整備事業	古川地域
4	主要地方道 鹿島台高清水線交通安全施設整備等事業	松山地域, 鹿島台地域 田尻地域
5	宮城県保健医療福祉中核施設整備事業	三本木地域
6	一般県道 中新田三本木線道路改良事業	三本木地域
7	(仮称)農免農道整備事業	三本木地域
8	都市計画街路 通丁南町通線 期街路整備事業	岩出山地域
9	主要地方道 古川登米線道路改良事業	田尻地域
10	主要地方道 鹿島台高清水線バイパス道路整備事業	田尻地域
11	県営ため池等整備事業(貝堀地区)	田尻地域

県事業追加要望(理由)書

1

大崎地方合併協議会

地域名：古川地域

<p>事業名</p>	<p>一般県道 坂本古川線道路整備事業 ((一) 坂本古川線住宅地関連公共施設等整備促進事業・飯川道路改築事業)</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>一般県道 坂本古川線は、三本木町坂本を起点とし、古川市飯川に至る幹線道路であり、平成7年から事業が開始され間もなく国道347号へのアクセスが完成する予定となっている。</p> <p>また、この路線を国道47号へ繋ぐルートとして現在古川市が台所線改良事業に取り組んでいる状況にある。</p> <p>これらが完成すると、国道347号や国道47号の交通の分散化が図られるなど、新市における主要幹線道路の一つと位置付けられると考えられる。</p> <p>今回要望する箇所は、現在事業が進められている古川南土地区画整理事業区域内と国道347号(飯川)を結ぶ延長約1,430mの路線である。この路線が整備されると、市街地への交通混雑が解消されるのをはじめ、都市計画道路事業(李埴飯川線)と結ぶことにより東北新幹線古川駅周辺へのアクセスが確保されるなど、新市圏域や加美郡の通勤・通学者、買い物などの交通の利便性が図られ、さらには国道347号の交通の分散化も図られるものと考えられる。</p> <p>新市が目指す将来の姿の一つである『20分圏都市構想』の実現のためにも、本路線の早急な整備は欠かせないものとする。</p>

県事業追加要望(理由)書

2

大崎地方合併協議会

地域名：古川地域

<p>事業名</p>	<p>化女沼公園整備事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>本公園は、県民の健康志向の高まりやレクリエーションニーズに対応するため、県の緑化施策の一つである栗駒・船形リフレッシュリゾート構想に基づき、自然環境と歴史的遺跡等の条件や交通結節点を生かした優位性を背景に、化女沼周辺124haを広域公園として計画決定され、整備することになっている。</p> <p>その区域内の一部である48.6haは、平成5年7月に化女沼古代の里としてオープンし、古川市民のみならず広域的な住民の憩いの場として盛んに活用されており、さらなる整備が要望されている現状にある。</p> <p>新市においても、同公園は市民の憩いの場として重要な位置付けにあると考えられる。また、新市が目指す将来の姿として掲げる『自然と共生する環境型のまちづくり』や『連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり』を推進する観点からも早急な整備が望まれる。</p>

大崎地方合併協議会

地域名：古川地域

<p>事業名</p>	<p>都市計画道路事業 大崎大通線</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>大崎大通線は、古川市十日町交差点を起点に平成6年度から拡幅工事を行い、大崎地域広域行政事務組合(大崎消防本部)・古川消防署前までの約300mを整備している状況にある。</p> <p>本路線は、新市における市街地へのアクセス道路として重要な役割を果たすと考えられ、特に田尻・栗原方面には欠かせないルートである。</p> <p>今回要望する箇所は、大崎地域広域行政事務組合(大崎消防本部)・古川消防署から古川工業高校前交差点までの約300mの区間であり、交差点まで整備されることによって、交通の分散化が図られるのをはじめ、新市において基幹病院となる古川市立病院へのアクセス、さらには新市の顔となる中心商店街へのアクセスの確保が図られるものと考えられる。</p> <p>新市における交通体系の整備の観点からも同路線の実施を要望するものである。</p>

大崎地方合併協議会

地域名：松山・鹿島台・田尻地域

<p>事業名</p>	<p>主要地方道 鹿島台高清水線交通安全施設整備等事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>主要地方道鹿島台高清水線は、鹿島台町を起点とし高清水町に至る幹線道路であり、鹿島台町、松山町、田尻町間のアクセス道路として、また、大崎地方と北は栗原、南は仙台を結ぶ利用度の高い重要な基幹路線である。</p> <p>【鹿島台～松山地域】</p> <p>本路線の鹿島台から松山までの区間は、宮城県鹿島台商業高校、宮城県南郷高校、宮城県松山高校、鹿島台中学校、鹿島台小学校、鹿島台第一幼稚園の通学路として利用されているが、特に松山町新田第二踏切から鹿島台町側の区間においては、幅員が狭隘で、自歩道が未整備のため、自転車通学者及び歩行者と車両とが同じ車道を通行している状況にあり、幅員拡張と自歩道整備による児童生徒の安全確保を強く要望するものである。</p> <p>また、松山町のJR新田第二踏切は、本線と踏切の距離が短いことから、踏切事故が懸念されている箇所であり、併せて改良を要望するものである。</p> <p>なお、本路線は、松山町から県道古川松山線にアクセスしており、合併の核となる古川市と松山町、鹿島台町を結ぶ唯一ともいえる基幹道路でもある。</p> <p>合併の気運が高まる中「合併ロード＝20分圏道路」の実現のため、この基幹道路の幅員拡張、歩道設置、踏切整備については急務であり、大崎地方の市町合併に資するものである。</p> <p>【田尻地域】</p> <p>本路線の高清水町境から田尻地区までの区間は、通学児童の安全確保を図るため、連続的な自歩道整備を要望してきたが、県の財政状況や八幡地区の文化財の関係などにより先送りの状況となっている。</p> <p>特に、田尻町の町地区から田尻小学校正門までの通学路は歩道のない状況で、通学児童は県道東側を平行に走る自歩道の整備された町道を通り県道に抜け、県道路肩を通りながら県道を縦断して通学しており、朝夕の通勤・通学時間帯には、高清水町方面と古川市方面を結ぶ重要な路線として交通量が年々増加の傾向にあり、さらには大型車の通行も増え大変危険な状況で、通学児童の安全確保を図るため地域・学校・PTAからも早急なる自歩道整備について切実に望まれている。</p> <p>については、町道一所谷・合志田線の県道交差点箇所から田尻小学校正門東側までの延長90mの自歩道整備を強く要望するものである。</p>

県事業追加要望(理由)書

5

大崎地方合併協議会

地域名：三本木地域

<p>事業名</p>	<p>宮城県保健医療福祉中核施設整備事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>三本木町に設置計画された宮城県保健医療福祉中核施設整備事業については、県財政状況の悪化、運営主体の未決定などから平成15年度まで事業凍結する旨決定された。</p> <p>しかし、21世紀初頭における介護保険制度の導入、社会福祉基礎構造改革等各種制度が改正されるなど社会情勢が刻々と変化している。</p> <p>このような中であって、事故や疾病、加齢等様々な原因により障害のある人たちが将来にわたり地域の中で自立した生活をおくるため、適正なりハビリテーションの実施が極めて重要である。</p> <p>特に、地域リハビリテーションの重要性については、国が方向性を明示しているように、都道府県を単位としたリハビリテーションの中核施設を「都道府県リハビリテーション支援センター」、更には二次医療圏を単位として「地域リハビリテーション広域支援センター」があり、この二つを拠点として地域に質の高いリハビリテーションサービスが希求されており、宮城県の支援体制づくりが急務となっていることから、県民の多くが期待している「宮城県保健医療福祉中核施設」の促進について強く要望する。</p>

# 県事業追加要望(理由)書

6

大崎地方合併協議会

地域名：三本木地域

事業名	一般県道 中新田三本木線改良事業
追加要望理由	<p>一般県道中新田三本木線は、加美町を起点に古川市を経て、三本木町鹿野沢地区に至る延長約9,900mの一般道路である。</p> <p>本線路の改良については、加美町と古川市の区間はほぼ改良済となっているが、本町新沼地区については未改修であり、幅員が狭く、大型車はもとより一般車両の走行や、児童生徒の通学等において交通障害が生じているため、早急な整備が望まれる。</p> <p>本工区の整備は、合併後における域内通行上大きな役割を持つものである。</p>

# 県事業追加要望(理由)書

7

大崎地方合併協議会

地域名：三本木地域

事業名	(仮称)農免農道整備事業
追加要望理由	<p>本路線は、一般県道涌谷三本木線を桑折地区で分岐し、平成15年3月に完成した桑折江頭首工を経て町道蒜袋線に接道する農免農道については現在事業中であるが、引き続き以北の道路新設改良整備を要望するものである。</p> <p>本町の街づくりにおいては、河川を除いて計画はできない状況下にある。合併後における新市との交通手段は国道4号しかなく、地震、風水害等による災害が発生した場合を想定すると、国道4号の機能は低下し交通手段が遮断される可能性が大きい。</p> <p>本路線を新設改良することにより、田尻町までの交通体系が確立し、合併後における域内通行上大きな役割を持つことになる。</p>

大崎地方合併協議会

地域名：岩出山地域

<p>事業名</p>	<p>都市計画街路 通丁南町通線 期街路整備事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>本路線は、全延長L = 1,660mの都市計画路線であり、平成5年度から平成14年度にかけては、本町の歴史・伝統が感じられる街路空間として、第1期分L = 406mの整備が完成しているところである。</p> <p>しかし、先線都市計画街路中央線までのL = 350mについては、現況幅員が 5.5m と狭く、また、岩出山地域の中心区域と、旧有備館を中心とした歴史的なゾーン及び、地域福祉の拠点施設「あったか村」等を結ぶ重要路線であるため、第2期工事の早期実施を望むものである。</p>

県事業追加要望(理由)書

9

大崎地方合併協議会

地域名：田尻地域

<p>事業名</p>	<p>主要地方道 古川登米線道路改良事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>主要地方道古川・登米線の田尻町新町地内の郷倉神社付近は、変則的なSカーブとなっており、見通しが悪く交通事故が多発し、死亡事故も発生している。さらには、県道の北側から田尻町の保健・医療・福祉の総合医療施設「スキップセンター」への南側からのアクセス道路計画もあり、平成8年度に道路改良事業の地元説明会を開催して路線調査測量を行っているが、その後、県の財政状況等で休止状態である。</p> <p>地域住民は常に交通事故の危険にさらされており、早急なる整備を切望している。</p> <p>については、道路交通の安全通行・歩行者の安全確保を図るため、早急なる道路改良が必要である。</p>

大崎地方合併協議会

地域名：田尻地域

<p>事業名</p>	<p>主要地方道 鹿島台高清水線バイパス道路整備事業</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>主要地方道鹿島台高清水線の田尻町横町付近は、鹿島台方面から小牛田町・田尻町を通り高清水町を抜け築館方面へ、また、瀬峰町を通り迫町方面を結ぶ主要な幹線道路として年々交通量が増加している。特に物流としての大型車の通行量が多く、家屋が連帯していることなどから、振動や騒音による家屋被害や生活被害が発生しており、さらには歩道が整備されていないため、交通事故の危険に曝されている状況で、地域住民は常に不安・不便な生活を送っている。</p> <p>ついては、地域住民の安全で安心な生活を確保するため、抜本的な解決策としての早急なるバイパス道路の整備が必要である。</p>

大崎地方合併協議会

地域名：田尻地域

<p>事業名</p>	<p>県営ため池等整備事業(貝堀地区)</p>
<p>追加要望理由</p>	<p>一級河川西川上流となる新潜穴を含む排水路は、優良穀物地域である三高野地区における極めて重要な排水路である。</p> <p>昭和10年代に掘削された潜穴は、素堀り状態であったが、施設の重要性に伴い昭和30年代にコンクリートによる巻き立てされた約400Mの農業用施設である。</p> <p>サイホン形式を採用しながら堆積土砂対策を図るよう、潜穴中央部を前後の底版より高く施工されたものでありますが、経過年数と共に下流水路に土砂が堆積することになり、本三高野地区は慢性的な排水不良箇所となり、農作物に大きな被害をもたらしていることから、早急な対策が望まれている。また、これまでににおいても潜穴内部はもとより、下流排水路の堆積土砂撤去作業を実施しているものの、抜本的な課題解消には至っていない現状である。</p> <p>安全・安心な農作物の供給確保と生産コストの軽減を図るうえからも、本事業により流量阻害となっている潜穴内部における底版の一定勾配化及び下流排水路の安定流下化の整備が不可決である。</p>

5 その他 大崎地方合併協議会合併スケジュールの変更について

	平成15年												平成16年												平成17年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
大崎地方合併協議会	第一回協議会 大崎地方合併協議会の設置	第二回協議会	第三回協議会	第四回協議会・委員研修会	第五回協議会	第六回協議会	第七回協議会	第八回協議会	第九回協議会	第十回協議会	第十一回協議会	第十二回協議会	第十三回協議会	第十四回協議会	第十五回協議会	第十六回協議会	第十七回協議会	随時開催												合併の期日としての目途
新市建設計画の策定 国・県・市町に関する手続き								新市建設計画の知事への事前協議	事前協議に対する知事からの回答	新市建設計画の知事への本協議	総務大臣・知事への報告 本協議に対する知事からの回答・決定	合併協定書調印	知事から総務大臣へ・期間三ヶ月程度 知事に対する合併申請	関係市町議会における合併の議決	総務大臣から知事への合併に対する同意	廃置分合に関する県議会の議決	おおむね四十日 合併の知事から総務大臣への届出	告示												
新市名称及び市章選定 小委員会	1回			2回	3回																									
新市の事務所の位置及び 新市建設計画策定小委員会	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回																			
議会議員の定数及び任期等 検討小委員会		1回	2回	3回	4回	5回																								
農業委員会委員の定数及び 任期等検討小委員会		1回	2回	3回	4回	5回	6回																							
教育検討小委員会		1回	2回	3回	4回	5回	6回																							
地域医療検討小委員会		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回																				
幹事会	1回	2回	3回	4回	5・6・7回	8回	9回	10回	11回	12・13回	14回	15回	16・17回	18回	19回															
専門部会	→																													
分科会	→																													
協議会開催回	→																													
協定項目の提案	合併の期日 協定項目9ヶ件について小委員会へ付託	新市建設計画その1	財産の取扱い 新市の事務所の位置	新市の名称 国際交流事業の取扱い 姉妹都市・交流都市の取扱い 条例・規則等の取扱い 広報・聴聞関係事業の取扱い	市立学校の通学区域の取扱い 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い 議会議員の定数及び任期等の取扱い 選挙システムの取扱い 消防団の取扱い	慣行の取扱い 行政区の取扱い 特別職の身分の取扱い 一般職員の身分の取扱い	合併の期日 交通・防犯事業の取扱い 消防・防災関係事業の取扱い	教育施設整備事業の取扱い	新市建設計画 地域審議会の設置	慣行の取扱い																				
新例規立案・策定	→																													
住民懇談会				各市町1回(計7回)						各市町での懇談会																				
合併協議会だよりの発行	創刊号		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号									

5 その他

○大崎地方1市6町合併に伴う議員定数特例及び  
在任特例の適用に関する提言について

資料 3

平成15年10月15日

大崎地方合併協議会会長  
古川市長 佐々木 謙 次 様

古川生き活きまちづくり21委員会  
会長 只 野 四 郎

大崎地方一市六町合併に伴う議員定数特例  
及び在任特例の適用に関する提言について

標記について、別紙の提言書のとおり、「市町村の合併の特例に関する法律」  
に基づく大崎地方一市六町の合併に伴う議員定数特例と在任特例を適用しない  
ように提言する。



大崎地方一市六町の合併に伴う議員  
定数特例・在任特例の適用に関する  
提 言 書

平成 15 年 10 月 15 日

古川生き活きまちづくり 21 委員会

## 1 はじめに

古川生き活きまちづくり 21 委員会は、平成 12 年 12 月 6 日に、「古川市の財政再建に関する提言」を行っている。当提言書では、財政再建に係るものとして、①民間委託等の推進、②職員の給料の見直し、③議員定数の見直しなど 9 項目に及ぶものである。特に、議員定数の見直しでは、古川市議会議員 26 人全員に対するアンケートなどを参考にし、現在の 26 人から削減する方向で検討するように提言している。理由は、時代の変化と財政の再建に係わるものである。しかし、議員の保身を優先させて現状維持に留めている。

今回、国の方針等に基づき、大崎地方一市六町（古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町）（以下「一市六町」という。）の合併を図るため、大崎地方合併協議会を設置して合併に係る協議を重ねているところである。

国では、市町村合併のメリットの一つに「行財政の効率化」を挙げており、議員総数の減少する分経費が節減されるとしている。

しかし、この合併には、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年 3 月 29 日法律第六号）（以下「特例法」という。）に基づき、議員定数特例と在任特例が認められている。

この度の合併に際して、特例法を議員の保身に利用せず、合併後の人口約 14 万人の住民に係る財政事情の改善及び行政改革に資するために、以下のとおり、特例法を適用しないことなどについて提言する。

## 2 合併後の新市の議会議員に係る、特例法の不適用について

一市六町は、大崎地方合併協議会を設置し、特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに合併することで協議を推進している。この合併のメリットの一つには、行財政の効率化にある。

現在における一市六町の議員の条例定数は 138 人（平成 14 年 4 月 1 日現在、宮城県の統計による。）であるが、特例法を適用せずに、地方自治法第 91 条第 2 項に規定する上限数（人口 10 万人以上 20 万人未満の上限数は 34 人）以内で合併後の新市の議員選挙を実施することにより、財政負担が約 13 億円削減できるとされている（古川商工会議所の試算・河北新報報道記事による。）。

したがって、徒らに、議員の保身に利用することなく、行財政の効率化を推進し、住民サービス向上の一助となるよう、特例法を適用しないこと。

### 3 古川市議会における特例法の不適用に関する決議について

前記の目的を達成するために古川市長は、「在任特例と定数特例を適用しない」ことに関する議案を古川市議会に上程すること。

また、古川市議会は、古川市が一市六町の先導的役割を担っていることを考慮し、合併後の人口約 14 万人の住民に係る財政事情の改善及び行政改革に資するために、率先して特例法を適用しないことについて、古川市議会で決議すること。

### 4 特別職の失職について

大崎地方合併協議会は、合併後の住民約 14 万人に係る財政事情の改善と行政改革に資するために、特別職は、合併と同時に全員失職し、助役は一人しか置かないようにすること。

### 5 おわりに

古川市長は、古川市における財政再建策で苦勞している実践を活かし、古川市長として、また、大崎地方合併協議会会長として、合併後の行財政の効率化と住民に対するサービスの向上を図るために、率先して在任特例と定数特例を適用しないように指導力を十分に発揮するようお願い申し上げて提言とするものである。